

# 生徒心得

## 福高生とは

福高生は、学校が学問および心身の修練のための人間道場ともいふべき集団生活の場であることを自覚し、至誠・剛健・操守の校訓をふまえ、校則を守り学業に専念すると共に、常に品格を保ち、礼節を守り、誇りを維持し、発展する者である。

## 生徒会覚書

各ルール、マナーについては、福高生としてふさわしい言動であるかを踏まえ、自律する心をもって、主体的に考え、自主的に行動しよう。

### 1. 登下校、欠席、忌引、遅刻、早退等について

- (1) 生徒は8時40分までに登校する。
- (2) 生徒は3月～10月にあつては19時30分、11月～2月にあつては19時までに校門を出ること。
- (3) 欠席、忌引、早退、遅刻の際は事前に保護者よりクラス担当に39メール等で連絡すること。
- (4) 早退については必ずクラス担当の許可が必要である。
- (5) 必要に応じて医師の証明書等を提出すること。
- (6) 忌引は次の通りとする。  
父母（7日）、祖父母・兄弟姉妹（3日）、  
曾祖父母・伯叔父母（1日）
- (7) 次の事項については学校の許可を必要とする。
  - ① 外出許可願（クラス担当）
  - ② 異装許可願（クラス担当→生徒部）

- ③集会許可願（生徒部）
  - ④公欠許可願（関係教諭→教務部）
  - ⑤掲示物・配布物許可願（生徒部）
  - ⑥校内の施設・設備許可願（関係教諭）
  - ⑦校内での署名・募金許可願（生徒部）
  - ⑧自転車通学許可願（生徒部）
  - ⑨校外活動許可願（関係教諭→生徒部）
  - ⑩下校時間を超えて居残りをするとき  
（関係教諭→生徒部）
  - ⑪個人・集団でマスコミに出るとき（生徒部）
  - ⑫借用許可願（関係教諭）
- (8) 次の場合、直ちに学校に届け出ること。

- ①不慮の災害や事故。
- ②街頭等で警察・補導員から補導を受けた場合。
- ③本人、家族、近隣に感染症が発生した場合。
- ④校舎・校具を破損した場合。
- ⑤盗難等の被害を受けた場合。
- ⑥交通違反を犯した場合。
- ⑦遺失物や拾得物があった場合。
- ⑧本人及び保護者の住所等に変更が生じた場合。

## 2. 服装等

身嗜みは、その人の人となりを端的に表現するものである。福高生としてふさわしい・あるべき姿かを自らに問うこと。

- (1) 生徒は、学校指定の上着・スラックス・スカート・カッターシャツ・ブラウス・ネクタイ・リボンを着用。
  - 上着の下に学校指定のカッターシャツ（ブラウス）以外のものを着用する際は、派手でないものにする。
- (2) 上着には指定の位置に襟章をつける。
- (3) 靴はスポーツシューズで、体育の授業に使用できるものとする。但し、女子については黒の革靴を許可する。

- (4) 靴下の色は、白、黒、紺とする。また、女子については防寒用黒タイツの着用を許可する。
- (5) 冬季には防寒着の着用を認める。上着の下のセーター等については華美でないものとする。コートについては、通学時のみの着用とし、華美でないものとする。  
なお、自転車通学者のウインドブレーカーを許可する。
- (6) 頭髪は清潔端正をモットーとし、パーマや染色・脱色等、人為的な処理を加えることは禁止する。
- (7) カバン  
華美でなく、貴重品管理がしっかりとできるものとする。
- (8) 携帯電話・スマートフォン  
別添資料

『質素、清潔、端正を旨とし、華美に走り、流行に流されたり、異様、粗野にわたらないよう留意し、内容の伴わない自己顕示の気持を服装、頭髪等の外容に託することがないよう、自主自律の精神を養おう。』

### 3. ロッカー使用

- (1) 共用の設備として破損なきよう大切に扱う。落書き、貼り紙、装飾の添加などは一切禁止する。
- (2) 盗難を未然に防ぐよう、使用者は自己の負担において必ず施錠すること。
- (3) ロッカーに収納する物品は、貴重品と学校生活に必要なもののみとする。
- (4) 破損の場合は、使用者がクラス担当を通して生徒部に届け出る。故意の破損と認められるものについては、当事者が弁償する。

#### 4. 部室使用

- (1) 部室内の環境整備に留意して、必要に応じて大掃除を行うこと。なお、部室周辺については関係部協議の上、適宜環境整備に努めること。
- (2) 部室での火気の使用を禁止する。
- (3) 部活動に直接必要のない器物の持ち込みは禁止する。

#### 5. 自転車通学

安全運転に留意し、交通ルールを遵守すること。

- (1) 毎年度当初、許可申請書を提出する。  
申請書に必要事項記入の上、保護者・クラス担当の承認後、生徒部交通安全係に提出する。
- (2) 許可された者は、ステッカーを受け取り、車体にはりつける。
- (3) 自転車を買い替えた場合は、新規に登録しステッカーをはること。
- (4) 盗難予防には、全責任を負うこと。  
所定の位置に駐輪し、必ず施錠すること。
- (5) 学校の定めた講習会に出席すること。
- (6) 通学距離、公共交通機関の状況と駐輪場の収容力等を検討して許可をする。

#### 6. バイク等運転と免許取得

- (1) バイク等運転及び免許取得は原則として禁止。
- (2) バイク等運転及び免許取得については、クラス担当、生徒部、生徒、保護者の間でその必要性を十分協議し許可する場合もある。  
詳細は別途定める。
- (3) 普通運転免許についてもバイク同様とする。
- (4) 交通事故、交通違反については事の大小を問わず、クラス担当を通し生徒部へ報告の義務を負う。

## 7. その他

- (1) アルバイトは原則として禁止。クラス担当、生徒部、生徒、保護者の間でその必要性や条件（業種・期間・労働時間・家庭の事情・学業成績・学校生活状況等）を十分協議し許可する場合もある。その際、生徒は保護者の願い書を添え、クラス担当を通して生徒部に申し出る。
- (2) 男女間の個人交際は互いの人格を尊重すると共に節度ある行動をすること。
- (3) 夜間の外出は努めて避けること。県青少年保護育成条例では午後11時～午前4時の保護者が同伴しない外出は禁止されているので、補導の対象ともなり得る。
- (4) 食堂売店利用時間

食堂：始業時より 14時まで

売店：始業時より 14時まで